

第IV部

紛争・災害と国家統合

紛争とコンペンセーション ——なぜソロモン諸島政府は支払うのか——

キーワード：ソロモン諸島、コンペンセーション、民族紛争、「回復」、和解

関 根 久 雄*

Conflicts and Compensation:
Why Does the Solomon Islands Government Pay for It ?

Key Words : Solomon Islands, compensation, ethnic tension, healing, reconciliation

SEKINE Hisao

The Solomon Islands have been confronted by violent ethnic tension between the Guadalcanal and the neighboring Malaita since 1998. The Isatabu Freedom Movement(IFM), a militant group of the Guadalcanal, attempted to oust the Malaitans living in Guadalcanal Island due to accumulation of social dissatisfaction caused by the immigrants. During the early days of the tension, the IFM also destroyed property such as houses, pigs, and sites for business enterprises in Guadalcanal that were used or owned by Malaitans. Malaitans who lost property formed a counter militant group, the Malaita Eagle Force(MEF), to take back their property or get money as compensation from the Solomon Islands government.

Compensation is a kind of traditional ceremony that has been practiced at marriages and the reconciliation of disputes in the Melanesian region. The MEF, the IFM and even people from other areas, during the tension, requested government compensation money as a traditional way for reconciliation. However, the payment, in their custom, must be carried out between parties directly concerned. In the case of ousted Malaitans, those who did harm to the Malaitans were members of the IFM, not the Solomon Islands government. IFM members and their relatives should pay compensation money and goods to Malaitans who have lost property.

Why must the government pay for it? The purpose of this paper is to examine the meaning of the role played by the Solomon Islands government in the context of compensation and the modern conflict.

* 筑波大学社会科学系

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1. はじめに | 3.2 民族紛争にかかるコンベンセーション
(1999年～2002年) |
| 2. なぜコンベンセーションを求めるのか | 3.3 まとめ |
| 3. コンベンセーションと政府 | 4. 結論 |
| 3.1 中傷に伴うコンベンセーション要求
(1989年、1996年) | |

1. はじめに

2000年6月にソロモン諸島の首都ホニアラでマライタ島武装集団（Malaita Eagle Force、以下MEF）と一部の警察部隊（Field Force）によるクーデター事件が発生した。そのクーデターを指揮したアンドリュー・ノリ（弁護士、元蔵相）は、事件から2年後の2002年2月11日、自ら転覆させた当時の政権与党（Solomon Islands Alliance for Change）の政治家を前にして、武力に訴えた自らの行為を謝罪した。彼は、「MEFにおいて担った交渉者、法律顧問としての自分の役割を正当化したり、言い訳するつもりはない。自分の発言やコメントであなた方やあなたの家族、親族が精神的、物理的に被った被害を取り除くことはできないが、どうか許して欲しい」[Solomon Star 2002a]と述べ、かつての「政敵」たちの理解を求めた。彼の謝罪は、クーデター事件以後に見られたソロモン諸島国内における社会状況のさらなる悪化や政治的な不安定さ、そしてその状況に対する海外の援助国の否定的な反応¹⁾などに対応する目的があったことは間違いないだろう。その謝罪に対して、政府が設置した平和監視委員会（Peace Monitoring Council）のピーター・ケニロレア議長（初代首相）も、国内の真の和平構築の第一歩として歓迎するコメントを述べている [Solomon Star 2002b]。

ノリが他の指導者と共に起こしたそのクーデター事件は、1998年末からソロモン諸島で続けていた「民族紛争」²⁾の中で起きた事件である。まずははじめに、その紛争の概略を述べておこう。

現在の首都であるホニアラは、旧首都のツラギが太平洋戦争で壊滅したことを受けて、戦後に建設された町である。そして、新首都の建設やさまざまな労働機会（主

1) たとえば、日本政府は、クーデター以後国際協力事業団（JICA）の援助を停止し、同様にニュージーランド、オーストラリア両政府も援助額および援助分野を大幅に削減している。

2) ソロモン諸島では、一般に「エスニック・テンション」（ethnic tension）あるいは「テンション」（tension）と呼ばれる。

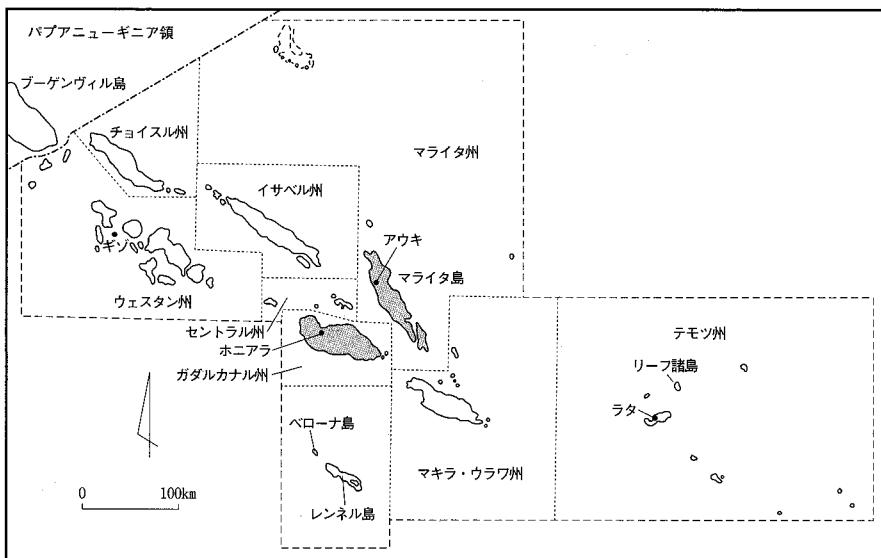


図1 ソロモン諸島全図

に単純労働)に従事するために、マライタ島から多くの島民がガダルカナル島へ出てくるようになった。それ以降今日まで、ガダルカナル島民の間には、ホニアラが首都になったことに起因するさまざまな不満が蓄積していった。それは、アブラヤシ農園、森林伐採、金鉱、各種工場など、ソロモン諸島の近代化を推進するための開発がガダルカナル島内に集中し、主にマライタ人³⁾がそれらの産業や首都における労働力として雇用されてきたことや、マライタ人がホニアラ近郊の国有地に不法居住区をつくり移り住むだけでなく、ガダルカナル島内の土地を「不当」⁴⁾に取得してきたこと、そして、不法居住区に居住する無職・無就学のマライタ出身の若者が徒党を組み、独立(1978年)以後25人のガダルカナル島民を殺害したことなどに關係している〔関根 2002b: 18〕。

これまでガダルカナル島民はさまざまな形でこれらの問題の解決、改善を訴えてきたが、政府はその不満の声を政治的にくみ取る努力を怠ってきた。そしてついに、

3) 本稿では、ガダルカナル島に居住しているマライタ系住民を、マライタ島に住む人びとと区別して「マライタ人」と記述する。

4) ガダルカナル島内にはマライタ人(個人よりも集団)によって所有される土地領域が数多くある。マライタ人は「正当な」法的手続きを踏んで土地を購入したとされるが、元の土地所有親族集団の中には、その売却が集団の一部の成員だけによっておこなわれたものであり、集団全体のコンセンサスのもとに適切な饗宴をおこなうという「伝統的な手続き」を経ていないと主張し、契約の無効を訴える人びともいる。

1998年12月に一部のガダルカナル島民が「ガダルカナル革命軍」(Guadalcanal Revolutionary Army)と呼ばれる武装組織（自称としては「イサタンブ解放運動」(Isatabu Freedom Movement、以下IFM)）を結成し、同島内に住んでいた約2万人のマライタ人をガダルカナル島から追放する行動に出た。追放されたマライタ人は、島を追われる際に土地や建物、ブタなど多くの財を失った。彼らはその喪失財に対するコンペンセーション（補償金あるいは賠償金）の支払いを政府に求めたが、当時のウルファアル首相（マライタ島出身）は、1999年11月にその要求を正式に拒否した。そのため、マライタ人は対抗的な武装組織（MEF）を結成し、武力によるコンペンセーション要求の実行、そしてそれを前提とした法と秩序の回復（民族紛争の早期解決）を図ったのである〔関根 2002b: 18-19〕。

アンドリュー・ノリは、事件の数日後におこなわれたオーストラリアのテレビ局によるインタビューに対し、このクーデター事件を憲法上の権利に基づく「正義の戦い」であると答えている。また、クーデターに参加したあるMEF兵士も、「我々は政府に紛争解決に介入する機会を与えてきた。しかし政府は何もしてこなかった。我々はただ我々の目標に向かって進むだけである」⁵⁾と述べている。「合法的」な手段で得た財産をIFMに奪われたことに対して補償（あるいは賠償）をうけるのは、彼らの当然の権利という主張である。ノリは、マライタ人にコンペンセーションが支払われることを、MEFによる武装闘争終結の条件としていた〔Solomon Star 2000a〕。

さらに、マライタ人だけでなくガダルカナル島民も、紛争発生以後にマライタ人からさまざまな誹謗中傷を受けたという理由で、また紛争の発生による危険を避けるために居住域を離れたガダルカナル島民の生活補償料として、数千万ソロモンドルにのぼるコンペンセーションを政府に要求した〔SIBC News, July 28, 2000〕。

そして政府は、クーデターの翌月（2000年7月）に、誹謗中傷、行方不明者の死亡、レイプなどに対するコンペンセーションを、マライタ側とガダルカナル側双方へ支払った〔Solomon Star 2000b〕。その後、2001年から2002年にかけて政府は、喪失財に対するコンペンセーション支払い用の資金を台湾輸出入銀行からの融資でまかなっている。

民族紛争においてガダルカナル島内にあるマライタ人所有の建物を破壊し、土地

5) 2000年6月にオーストラリア国内で放送されたオーストラリア放送協会（ABC）のテレビ番組“Foreign Correspondent”内の映像より。

やブタなどの財を奪ったのはIFMであり、政府ではない。太平洋戦争後の約50年間に蓄積されたガダルカナル島民の憤慨が飽和状態に達していたとはいえ、また政府が1998年末以降の紛争の拡大、長期化を食い止められなかつた政治的責任があるとはいっても、ガダルカナル島に居住するマライタ人の財が損なわれるに至つた直接の原因は、武力を用いたIFMの行動であった。マライタ人からガダルカナル島民へ向けて流されたとされる中傷も、中傷の発言者とガダルカナル島民との二者間関係において解決されるべき問題である。

次節で述べるように、コンペニセーションは個人あるいは集団間の紛争や規範からの逸脱、婚姻などの機会に支払われる伝統的行為である。しかし近年、中央政府や地方政府などの近代的行政組織が「支払い責任」を負う主体としてコンペニセーション要求の文脈に登場する機会が多くなつた。とくに今回の民族紛争では、支出額が多く、コンペニセーションが政府の財政基盤を圧迫している⁶⁾。とりわけ、クーデター事件を含む民族紛争の1年10ヶ月間に、プランテーション、金採掘、森林伐採などの基幹産業は軒並み壊滅的な打撃を受け、歳入は大幅に減少した。台湾輸出入銀行からの借り入れが今後もソロモン諸島経済に重くのしかかることは想像に難くない。

冒頭で述べたアンドリュー・ノリの謝罪は、「クーデター」という方法を用いたことに対するものであり、政府へのコンペニセーション要求そのものを悔いたのではない。なぜ政府は彼らの要求に応え、金銭的負担を負わなければならないのであるか。現在のコンペニセーションの文脈におけるソロモン諸島政府のもつ役割の意味をさぐることが、本稿の目的である。

2. なぜコンペニセーションを求めるのか

メラネシア地域に特徴的な伝統的行為としてのコンペニセーションは、主に個人や集団、祖先靈に対する中傷、傷害・殺人、呪詛、男女間の性的な事柄、個人や集団が所有する財（土地、ブタ、食料、貝貨など）をめぐる窃盗などのトラブル解決を目的としておこなわれる。結婚の際に夫側から妻側へ贈られる婚資も、女性を「盗む」（stealing）という発想に基づいているため [Burt 1994: 236]、コンペニセーシ

6) たとえば、2002年度上半期における各省別の予算執行状況をみると、紛争問題を担当する国家統合和解和平省は、半期分の予算64万8000ソロモンドルに対し、1315万8803ソロモンドルを出し、1930%の超過であった（2002/7/19におこなわれた援助国会議の資料より）。

ヨンの一部を構成する。一般にメラネシア社会では、殺人などの事件が発生すると、報復的殺人や破壊、憎悪の連鎖に至る場合が少なくない。コンペニセーションは、その連鎖を断ち切るための、あるいは連鎖の発生を防ぐための行為である⁷⁾。

ソロモン諸島では、貝貨、ブタ、カナリウムナツ、タロイモ、ヤムイモ、ココナツなどが、主にコンペニセーションにおける贈与財として用いられてきた。近年ではそれらに加えて、現金（ソロモンドル）や自給できない食品類（ツナ缶詰、米など）の占める相対的地位が高くなっている。コンペニセーションの内容は、一般的には、問題となっている個人が属する親族集団や村落の政治リーダー、長老、その個人の父親や兄弟、父方オジなどが中心になって、集団レベルで相手方と交渉して決める。しかし、個人間の口論において、当事者がその場の勢いで独断でコンペニセーションの支払いを迫る場合もある [e.g. Keesing 1978: 116-117]。

近代民主主義国家の体裁をとるソロモン諸島では、殺人事件がおきれば警察が犯人を逮捕し、刑法に基づく裁判によって刑が確定し、犯人を服役させる。しかし、同国の中でもとくにマライタ島とガダルカナル島の一部では、裁判とは別にコンペニセーションによる手続きが求められる。現実にはむしろ、コンペニセーションによる解決方法に人びとの関心は強く向けられる。たとえば、すでに殺人犯が懲役刑に服していたとしても、犠牲者の遺族が犯人の親族からコンペニセーションを受け取った事實をもって犯人を釈放させようと画策することも稀ではない [e.g. Kwa'ioloa and Burt 1997: 153-155]。そのような時に中心的な役割を果たすのは、たいてい犯人の出身地を選挙区とする国会議員である。コンペニセーションという伝統的行為は、近代法による制裁とは別に、あるいはそれ以上に、問題解決のための重要な要素として一部のメラネシア社会に実在している。

コンペニセーションの支払いは、支払う側が自らの罪（社会的規範からの逸脱）を自認することを起点にして生じる行為である。ストラザーンとスチュワートは、「自認（あるいは告白）」（confession）は「責任」（responsibility）の所在が自らにあることを言語を通じて表現する行為であるのに対し、コンペニセーションはその非言語的形態であると述べる [Strathern and Stewart 1998: 43, 54]。そこにはつねに自認からコンペニセーションへ、言い換えると言葉から行動へと向かう責任の表現形式の流れが存在することになる。そして一定の手続きに基づいてコンペニセーションが支払われ、相手方がそれを受理することによって、それまでの敵対関係

7) 現在のソロモン諸島では、コンペニセーションの慣習を紛争解決の主たる手段として実践しているのは、マライタ島とガダルカナル島の一部地域のみである。

関根 紛争とコンペニセーション

が友好的なものへと劇的に転化し、支払い義務が完結する。地域によってその様相は多様であるが、これがコンペニセーション支払いにおける一般的な流れである。

マライタ島クワラエ地域を調査したパートは、殺された側の恨みを相手側の誰かを殺すことに向ける行為を「死の交換」(exchanges of death)として捉え、コンペニセーションを恨みと贈与財とを交換する行為であると述べる [Burt 1994: 47]。たとえコンペニセーション後に当事者間にぬぐい去れない否定的な個人的感情が残されていたとしても、コンペニセーションの支払いを通じたその交換行為を終えることによって、そのことに関わる過去の紛争や対立は、少なくとも集団レベルでは儀礼的に解消されることになる。したがってその一連の過程を経ていないものは、たとえ数十年の歳月が経過していても、その責任によって生ずる義務は存在し続ける。たとえば、1998年にソロモン諸島で表面化した民族紛争において、ガダルカナル側の紛争当事者であったIFMは、ソロモン諸島独立以来の20年間にマライタ人に殺された25人のガダルカナル島民の死に対するコンペニセーションの支払いを、彼らが要求する6項目のひとつに含めていた [関根 2002a: 71, 77-78]。その要求額は250万ソロモンドル（被害者1人あたり10万ソロモンドル）であった。その時すでに犯人たちは逮捕され服役していたが、被害者の遺族や親族に対する伝統的手続き（コンペニセーションの支払い）が完了しておらず、またその予定も取りざたされていなかったため、ガダルカナル島民（とくに関係する親族）は「自分たちの伝統的慣習が蔑ろにされた」と感じて、不満をつのらせていた。

罪の自認から贈与財の受理に至る一連のコンペニセーションの過程は、根本的には当事者間の和解を目的としている。そのことに関連してストラザーンとスチュワートは、パプアニューギニアのマウント・ハーゲン地方では、罪の自認が社会的和平を実現し、コンペニセーションの支払いが被害者の回復（healing）を、死に対するものについては死者の代わりとしての新しい生命の誕生を促す効果をもつと考えられているという [Strathern and Stewart 1998: 54]。ハーゲンの事例を単純にガダルカナル島における25人の殺害事件に適用することはできないが、ストラザーン等の指摘が、和解の意味を集団や個人間の社会的関係だけでなく、死者や失われたもの、破壊されたもの、制度から逸脱した事柄そのものの「回復」に関係する行為としている点は、示唆的である。多くのガダルカナル島民は、少なくとも25人の殺害事件におけるコンペニセーション要求に関しては、伝統的文脈において捉えている。そのことから、彼らの支払い要求がマライタ人に対する恨みや亡くなった者に対する哀惜の念という、遺族の破壊された感情そのものの回復を意図していたと

考えることも可能であろう。

コンペニセーションはそのような殺人などの社会的規範からはずれた行為をめぐって取りざたされるが、その行為が意図せぬ「不慮の事故」によるものとして関係者たちから認識される場合がある。ニューギニア高地社会には「事故」(accident)の概念が存在し、コンペニセーション要求の程度を左右するという [Goldman 1993: 268]。つまりそれは、その事態の発生に作用した原因（以下、作用因と記す）についての認識の仕方に応じて、コンペニセーションの様相が変化するということである。事故であるかどうかは経験的判断によるが、明らかに殺人であると誰もが知っていたとしても、政治的思惑から「事故」と認定されることもありうる [Strathern and Stewart 2000: 282]。

「事故」の作用因とコンペニセーションの関係についての議論は、コンペニセーションがその事件に関する解釈次第でさまざまな様相を呈する可能性を示している。明らかな殺人でさえも「事故」になりうるという事実解釈の「柔軟性」は、責任者（つまりコンペニセーションの支払い義務を負う者）の確定を含む一連のコンペニセーション過程においても、同様にみられる。たとえば、マライタ島クワイオ地域を調査しているアキンは、首都の街中でマライタ出身の若者が他島出身者と口論や暴力的な対立を繰り返し引き起こすことに対して、彼の調査地の人びとが、政府がホニアラという町をつくりさえしなければ若者がそこに集まることもなく、また殺人や口論などによるいざこざもおこらなかったはずであり、政府はホニアラで発生する事件に対して責任があると考えているという [Akin 1999: 59]。また、ゲワーツとエリントンは、あるチャンブリ人の未婚女性が、肉体関係のある独身警官の住む官舎内で、その男の同僚警官の妻3人に棍棒と厚板で殴り殺された事件について報告している [Gewertz and Errington 1991: 178-185]。3人の女性のうちの1人もその独身警官と関係があり、チャンブリ人女性に対する嫉妬が原因であった。殺された女性の親族は、政府に対して、遺体を彼女の出身地まで搬送する輸送費だけでなく、彼女の死に対するコンペニセーションをも要求した。「事件は政府が引き起こした」、「あの娘は警察に殺された」という見方でチャンブリ人の間では意見が一致してゆき、やがて政府を支払い責任（義務）者として認識するに至ったという [ibid: 184]。

いずれの事例においても、政府は直接の紛争当事者ではない。クワイオの事例は具体的な紛争事例において発言されたものではないが、「首都がなければ問題は起きなかつた」という論理は、政府を対象にしたコンペニセーション要求に発展する

潜在性をもつものといえよう。現地の人びとがコンペンセーション支払いにおける責任者（負担義務者）を直接の当事者以外の集団（組織）を視野に入れて「柔軟」に認識する姿勢は、より確実に金銭を獲得することに対する期待感と無縁ではない。そのことに関連してアキンは、クワイオの人びとが歴史的に植民地時代を通じて受けた政府の法的な圧力のもとで、彼らが政府との対等な政治的関係や政府からの自立性を主張するようになった点を示し、政府を相手にした彼らのコンペンセーション要求が単なる紛争解決のための手段以上の意味をもつことを指摘する [Akin 1999: 54-55]。また、それと同時に彼らは、財の獲得を目的として、政府によって近代世界に招き入れられることも望んでいるという [ibid.: 55]。とくに、彼らが政府や大規模開発事業（金鉱や石油、森林伐採など）をおこなう企業に向き合った時に、そのような姿勢が顕著になる。ゲワーツとエリントンも、殺されたチャンブリ女性の親族が、政府はアクセスしやすく、しかも「大金」(deep-pocket) をもっているという認識から政府にコンペンセーションを要求したと解釈している [Gewertz and Errington 1991: 183-184]。

人びとがコンペンセーションを求める理由は、本質的には「交換」（恨みなどの破壊された感情や社会関係と財との交換）を通じた和解、あるいは「回復」である。その「回復」過程は、作用因の解釈から支払い責任者を特定し、その相手が罪を自認することによってはじまる。しかし実際には、近年、その経済的（とくに近代的貨幣の）部分が肥大し、コンペンセーションにおける解釈の「柔軟性」によって作用因が操作され、コンペンセーション要求が戦略的に操作される傾向にある。「回復」は金銭的に十分に満たされなければならないのである。

3. コンペンセーションと政府

1984年にマライタ島クワイオ地区の政治会議⁸⁾が政府に総額3419億4100万ソロモンドル⁹⁾のコンペンセーションを要求した（アキンによると、実際には、それは旧宗主国イギリス政府に対する要求であったが、当時のクワイオの人びとは独

8) 独立後ソロモン諸島では、州の中を細分して地域評議会（area council）を設置した。クワイオ人は東部クワイオ地域に設置された評議会を「クワイオ・ファダンガ」と命名し、活動の独自性を強めようとした。

9) これは、人類学者のR.M.キージングが、実際にこれを算出したクワイオ人からの手紙で知った額である [Keesing 1992: 161]。ちなみにジョナサン・フィフィイは、自伝の中でその要求額を2946億1263万ソロモンドルと記している [フィフィイ／キージング 1994: 259]。

立政府と植民地政府の違いを明確に認識していなかったという [Akin 1999: 43])。要求の根拠となる事件は、1927年に起きたクワイオ人によるイギリス人行政官殺害に対する植民地政府の報復攻撃である。その攻撃において多くのクワイオ人が殺されただけでなく、家屋や伝統聖域（祖先靈や精霊の宿る祠）の破壊や不浄化行為¹⁰⁾、貴重な財であるブタも大量に殺された [フィフィイ／キージング 1994: 25-26]。

このコンペンセーション要求に対して、イギリス政府は、すでに出訴期限が過ぎていることに加え、そもそも1927年におこなった報復攻撃に違法性がなかったことや、クワイオによる被害者数の算出根拠が曖昧である点などから、即座にそれを拒否した [Keesing 1992: 160]。しかし、ソロモン諸島で政府をコンペンセーションの支払い責任者（負担義務者）とする要求は、この一件以降たびたび発生するようになった。本節では、1998年に発生した民族紛争に関連したコンペンセーション要求を中心に、実際に政府が支出した事例について述べる。

3.1 中傷に伴うコンペンセーション要求（1989年、1996年）

1989年11月に、数千人のマライタ人がホニアラのメインストリートをデモ行進し、怒りをあらわにした。事の発端は、ホニアラ中心部にある中央マーケット内の壁に、マライタ人を中傷する猥褻な落書きが書かれていたことであった。すでにその当時から、ホニアラ市民の多くは、それがベローナ島出身者によるものであるとみていた。

ベローナ島はガダルカナル島の南約180キロメートルに位置する隆起サンゴ礁島で、近隣のレンネル島と同様にポリネシア人の住む島である。彼らは、ソロモン諸島人口の90%以上を占めるメラネシア系の人びととは風貌や伝統的慣習において著しく異なる特徴をもつ。そしてその人種的、文化的差異は、ホニアラのようなさまざまな島の出身者が集まる町において、根拠のない差別的な態度や言動と結びつくことがある。たとえば、筆者がかつてレンネル島を訪れた際に宿泊した家の主人は、「レンネルやベローナのポリネシア系は、ソロモンでは異質なマイノリティである。ホニアラの街を歩いていても、多数派のメラネシア系は道ですれ違う時に顔を見て嘲笑うような態度をとることがある」と述べていた。とくにホニアラには、ポリネシア人と、人口的に優位なマライタ人との間に潜在的な対立関係がみられる。デモ

10) マライタ島では、生理中や出産後の女性を「不浄」として村から離れたところにある小屋で一時的に生活させる慣習がある。そのような小屋にあるものはすべて不浄と考えられる。1927年の報復部隊は、月経小屋からもちだしたものを聖域に投げ込むことをおこなった。

関根 紛争とコンペニセーション

行進に発展した中央マーケット内の落書きも、その延長上に発生したものといえる。

そのデモ行進は無許可でおこなわれただけでなく、交通を遮断したため警察に阻止された。しかし、一部暴徒化した若者が事務所や商店に向かって投石したり、鉄棒で窓ガラスなどを破壊したため、40人以上のマライタ人が逮捕された。その翌日、今度はマライタ島出身の国會議員を中心とする群衆が、前日に逮捕された人びとの釈放を求めてデモ行進した。当時のママロニ首相は、この問題の早期解決をはかるため、マライタ州政府に対し20万ソロモンドル（当時のレートで約1200万円）を支払い、事態を収拾した [Solomon Star 1989]。

この解決の方法を前例として、1996年にもマライタ人によるコンペニセーション要求がおこった。それは、ホニアラのナイト・クラブでマライタ人がテモツ州リーフ諸島（ソロモン諸島東部）出身の男に口汚く罵られたことが発端であった。当初政府はその要求への支払いに難色を示したが、やがて一部の過激なマライタ人が火薬瓶による街への放火を計画していることが判明し、最終的に政府はマライタ人、リーフ諸島人双方にコンペニセーションを支払った。リーフ諸島人への支払いは、緊張が発生してからマライタ人が彼らを中傷する発言をおこなったことに対するものである。この支払いには、政府のコミュニティ開発基金（Community Development Fund）の資金が使われた [Akin 1999: 57-58]。

1989年および1996年に支払われたコンペニセーションはいずれも現金のみであり、儀礼を通したブタやタロイモなどの贈与財の授受はおこなわれなかった。

3.2 民族紛争にかかるコンペニセーション（1999年～2002年）

1998年12月に民族紛争が表面化してからの約5ヶ月間に、IFM（ガダルカナル側武装集団）は首都ホニアラを除くガダルカナル島内各地でマライタ人を銃で脅し、居住地から追い出した。約2万人ともいわれるそのような人びとは皆、一時的に、ホニアラに在住する同郷者かソロモン諸島赤十字の庇護を受けた後、マライタ島へ帰った [関根 2002a: 72-73]。

このような事態に対して、政府およびガダルカナル、マライタ両州の知事、ピジン・イングリッシュで「チーフ」¹¹⁾と呼ばれる伝統的政治リーダーたちは、1999年5月23日、ホニアラ中心部にある文化村（Cultural Village）に集まり、コンペニセーションの支払いによる混乱状態の収拾を図った。同時に、IFMの要求内容を

11) 親族集団や、いくつかの親族集団の集合体である村落社会の政治リーダー。

検討課題とすることも約束した。その儀礼では、ガダルカナル州側からマライタ州側へブタ12頭、タロイモなどの伝統的食材、ツナ缶詰、米などの商店で販売されている食品、貝貨、現金11万ソロモンドル（約220万円）を贈り、逆にマライタ州からはブタ数頭、タロイモなどの伝統的食材、貝貨、現金10万ドル（約200万円）をガダルカナル側へ贈与した。首相立ち会いのもと両知事間で交換手続きがおこなわれ、その様子を両州のチーフたちが見守るという形式でおこなわれた [Solomon Star 1999a]。

現地の新聞（『ソロモン・スター』）は、社説で次のように報じている。「1999年5月23日日曜日は、2つの州がこれまでのわが国で最も意義深くそして感動的な儀礼をおこない和解した日として、歴史に刻まれることだろう。（中略）この儀礼は、我々の文化がいまだに健在であることを顕著に示す事例である。我々がこれまで取り入れてきた近代的諸システムがこの紛争を解決できなくても、代わりに伝統的な方法がそれを可能にしてくれるのである」 [Solomon Star 1999b]。

しかしIFMは、和解儀礼が文化村でおこなわれた数時間後、ホニアラの東約100キロメートルにあるマライタ人の村を焼き討ちした。このコンペンセーションの支払いにおいて、現金21万ソロモンドル（約420万円）を含むほとんどの費用を政府が負担した。しかし、マライタ島からは同島内にある全14の選挙区から1人ずつチーフが儀礼に参加したものの、ガダルカナル島側からは紛争の当事者であるIFMのリーダーや彼らの出身地域のチーフたちが参加していなかったことで、結果的に実質的効果は発揮されなかった。

この和解儀礼が失敗に終わった翌月、ソロモン諸島政府はガダルカナル島に非常事態宣言を発した。早急に紛争を終息させたい政府は、戦後ホニアラに首都が建設されて以来ガダルカナル島でおこなわれてきた数々の経済開発に対するコンペンセーションとして、ガダルカナル島民（州政府）に対し250万ソロモンドル（約7500万円）の小切手¹²⁾を贈った。

政府は、それから1年後に発生したMEFによるクーデター事件を受けて、2000年7月にもガダルカナル、マライタ双方にコンペンセーションを支払っている。クーデター後に首相に就任したソガヴァレ（チョイスル州出身）は、マライタ側へ680万ソロモンドル（約1億3600万円）、ガダルカナル側へ301万6000ソロモンドル（約6032万円）を支払った。さらにその翌8月にも、本来の居住地から比較的安全な場

12) <http://pidp.ewc.hawaii.edu/PIReport/1999/> (1999年6月19日) より。しかし、この時の小切手は口座に入金されておらず、実際には支払われなかった。

関根 紛争とコンペンセーション

所への移住を余儀なくされたガダルカナル人に対する追加的なコンペンセーション、100万ソロモンドル（約2000万円）を支払った。

政府は、2000年後半期だけで、民族紛争の処理関係に3200万ソロモンドル（6億4000万円）を支出している。この数字にはコンペンセーション以外の支出項目も含まれるが、その大部分をコンペンセーションが占めていた [Central Bank of Solomon Islands 2001: 45]。当時のソガヴァレ首相は、「現在の紛争を解決するためには、まずコンペンセーションを支払う必要があり、それがMEFとIFM間の戦闘に終止符を打つ唯一の道である」¹³⁾ と述べている。クーデターによって紛争の主導権がIFMからMEFへ移ったこともあり、彼らの主張する「社会的正義としてのコンペンセーション」が必然的に最優先の政治課題となった。表1は、1999年以降に政府が支出した主なコンペンセーションである。2000年6月にソガヴァレ政権が誕生してからその数は急増している。MEFが武装行動を開始した2000年1月以降、ソロモン諸島における民族紛争の主要な争点は、それ以前にIFMが求めていたさまざまな社会問題の抜本的解決に関する事柄から、コンペンセーションの要求と支出をめぐる諸問題へ移っていった。

IFMとMEFとの間の戦闘を終結させることを目的に2000年10月に締結されたタウンズヴィル和平合意 (Townsville Peace Agreement) は、コンペンセーションについて次のように規定している。

「ソロモン諸島政府は、ガダルカナル島内において財を喪失および損壊する被害を受けた人びとを支援するために、海外の支援国からの援助を確保するためのあらゆる努力をおこなうものとする。具体的に支援の対象となるのは、(a) ガダルカナルにおける紛争を直接の原因として失職した者、(b) 事業あるいは投資した事業を失った者、そして (c) 個人的な財を失うか、破壊された者である」 [Solomon Islands Government 2000]。

この規定は、政府が、紛争によって受けた被害者に対して確実に金銭的負担を負うことを公式に約束したことを意味する。これによって、MEFやIFM関係者以外にも、上記の条件に含まれる多数の人びとがコンペンセーション要求をおこなうようになった。

たとえば、筆者の知人で、1988年以来ホニアラにある外資系企業の内勤事務職員として勤めていたある男性（チヨイスル州出身、1959年生まれ）は、ホニアラ西郊

13) http://www.commerce.gov.sb/Others/sibc_news_headlines.htm (2000年7月10日) より。

表 1 政府支出による主なコンベンションの支払い実績および関連事項

年	月	関連事項	金額の単位：ソロモンドル
			金額（概数）
1999	5	コンベンションの支払い 和解儀礼（ガダルカナル、マライタ双方へ支払う）	420万
6		ソロモン総督が非常事態宣言を発令	
6		政府がガダルカナル州政府に支払う	250万*
6		フィジーのランブカ元首相がIMFと政府の調停に乗り出す	
11		政府はマライタ人へのコンベンション支払いを拒否	
2000	1	IMFによる武装蜂起	
4		オーストラリアがコンベンション支払いのための援助を拒否	
6		IMFによるクーデター事件発生	
6		マウルフアテル首相退陣。国会でシガヴァレ新首相が選出される	
7		ガダルカナル、マライタ両州政府に支払う	980万
7		国立病院入院中に殺害されたIMFメンバーの遺族に支払う	20万
8		ガダルカナル側に支払う	
8		IMFによるIMFメンバー誘拐殺害事件の被害者に支払う	100万
8		前月に殺害された一般のガダルカナル島民の死に対して支払う	20万
10		タウンズヴィル和平合意締結	
11		刑務所内で殺害されたIMFメンバーの遺族に支払う	10万
12		翌年5月までの間に、紛争中に肉体的苦痛や暴力を受けた人がとからの請求に対し支払う	4000万
2001	5	コンベンション用資金を台湾輸出入銀行が融資	
7		台湾資金によるコンベンションの支払い開始	1億2700万
12		アラン・ケマケザが新首相に就任	
2002	2	ウェスタン州ノロで殺害されたマライタ人の死に対し、同州政府が遺族に支払う	20万
7		北部マライタ出身の元IMFメンバーたちとガダルカナル島北部諸集団との間でおこなわれた和解議に支出	2万
11		台湾資金によるコンベンションの支払い終了。	

*この250万ソロモンドルは小切手が渡されただけで、実際に支払われなかった。

筆者作成

関根 紛争とコンペンセーション

カカボナ地区で、妻と4人の子供（2000年時、10歳から3歳までの二男二女）、そして妻の親族と共に暮らしていた。

2000年7月の停戦期間中のある日、アンドリュー・ノリがラジオ放送でMEFによるカカボナ襲撃を事前通告した。もともとカカボナには多数のガダルカナル島民が居住していたが、この時すでにIFMがそこまで侵攻していた。通告の数時間後、MEFの部隊が押し寄せ、カカボナ地区一帯に火を放った。筆者の知人がその襲撃で失ったものは、サゴヤシの葉を主材料にしたソロモン諸島に一般的な伝統様式の建物2棟（1棟は自宅用、もう1棟は妻の弟の住まい）と同様式の炊事小屋、それに衣服、テーブル、イス、その他の一般的な日用品であった。クーデター直後に多くの外国資本や団体はソロモン諸島から離れ、事務所を閉じてしまい、彼の職場もその例外ではなかった。失業が彼の過酷な生活状況に追い打ちをかけることになった。そして彼は、政府にコンペンセーションの支払いを期待し、失った財を取り戻そうとした。彼が政府に申請したコンペンセーション額は、家屋2棟と炊事小屋、物品に対するものとして、6万ソロモンドル（約120万円）であった。

このような事情に伴うコンペンセーション申請は、枚挙に暇がない。申請金額が基本的には自己申告であったため、露骨な虚偽申請をおこなう者も少なくなかった。2001年12月に首相に就任したケマケザもそのひとりである。彼は、2000年8月に出身地のサヴォ島（ホニアラの北約40キロメートル）にもつ私財がIFMによって放火され、全焼したとして、85万1000ソロモンドル（約2000万円）の支給を受けた。またその他にも、ホニアラ近郊にもつ家屋に対しても、紛争による損害を受けたとして50万ソロモンドル（約1100万円）を申請していた。しかし、後者に関してはまったく損傷なく存在しており、不正な申請であった。しかも、コンペンセーションは2000年5月28日以前に被害を受けた人からいくつかの段階に分けて順次支給されることになっており、その第一段階の支給がはじまったばかりの時に、彼はすでに上記の85万1000ソロモンドルを受けとっていた〔Solomon Star 2001〕。

いずれにしても、上記のTPAにおける記述からもうかがえるように、ソロモン諸島政府は外国からの資金なしにこのようなコンペンセーション要求に応えることはできなかった。そこで、1983年からソロモン諸島と外交・援助関係をもつ台湾が、中台関係をめぐる政治的思惑も絡めつつ¹⁴⁾、タウンズウィル和平合意に規定された人びとに対するコンペンセーション用の資金を10年ローン（年利16%）で調達することになった。その総額は1億2700万ソロモンドル（2001年のレートで、25億4000

14) 毎日新聞2001年5月31日付け東京本社版朝刊第9面より。

万円）であった [SIBC News, June 30, 2001]。

3.3 まとめ

1999年5月に文化村でおこなわれた和解儀礼や、クーデター後の2000年7月にガダルカナル側、マライタ側双方に対するコンペンセーションの支払いは、伝統的形式にしたがっておこなわれた。また、前項では直接取りあげなかつたが、2002年7月19日にホニアラの警察本部にあるクラブハウスでおこなわれたガダルカナル島北部地域の人びとと、マライタ島北部トバイタ地域の人びとのコンペンセーション（和解）儀礼において、民族紛争の処理を管轄する国家統合和解和平省（Ministry of National Unity, Reconciliation and Peace）のワエナ大臣は、「真のメラネシアの精神で我々の間にある差異を解消することによって、我々を分け隔て、平和を享受することから遠ざけていた悪を克服することができる。この儀礼が祖先と共におこなわれていると信じる」と述べた。政府はこのコンペンセーションに約2万ソロモンドルを拠出している [*Solomon Star* 2002c; 2002d]。これらのこととは、ソロモン諸島政府が、政府支出のコンペンセーションを単なる公的補償としてではなく、少なくとも表面的には、紛争の早期解決、早急な秩序回復を目的とした重要な「伝統的行為」として捉えていることをうかがわせる。

しかし、ソロモン諸島国立博物館長のフォアナオタ（マライタ島出身）は、現実におこなわれているコンペンセーションの様相から、「コンペンセーション」という言葉を一種の「魔法の呪文」にたとえる。彼によると、何も財など失っていない（失う財すらない）者でも、適当に申請フォームを書いて政府に提出するだけで（彼は、「コンペンセーションと唱えるだけで」と表現する）、1000ソロモンドルや6000ソロモンドルといった見たこともない大金を手にするようになったという¹⁵⁾。フォアナオタは、それに儀礼という本来の姿はなく、ただ単に政府に現金を求めるだけの行為であると述べる。コンペンセーションがこのような金銭的欲求を充足させるための手段になったという認識は、直接それに関わっているか否かの別なく、多くのソロモン諸島国民に共通する見方といってよい [e.g. Fugui 2001: 556]。

1989年におけるマライタ人とベローナ人との対立時にコンペンセーションを支払ったことを皮切りに、政府が支出する（あるいは、政府に要求が出される）コンペ

15) ソロモン諸島国立博物館におけるインタビューより。政府のこのような無節操な支出には国民の間からも批判の声があがり、2001年9月以降に申請内容のチェックをおこなう組織が設置された。

関根 紛争とコンベンセーション

ンセーションの事例は増加した。とくに、民族紛争が発生してからは頻発している。それらはいずれも首都あるいは首都を含むガダルカナル島で発生したものである。ソロモン諸島の場合、政治、経済、情報をはじめ運輸、交通などさまざまな分野における外国との接点は、首都にはほぼ限定される。対外的に露出した空間での争乱は、援助や投資の否定的变化に発展しかねない。たとえば、民族紛争についていえば、MEFによるクーデターが発生して以来、オーストラリアやニュージーランドをはじめとする海外からの援助が停止され、日本も国際協力事業団（JICA）の事務所を閉鎖した。ガダルカナル島における金鉱やアブラヤシ農園事業、森林伐採事業、水産など主力産業の投資家も同様である。タウンズヴィル和平記念が締結されて2年が経過した本稿執筆時（2002年11月）においても、閉鎖された金鉱やアブラヤシ農園は再開されていない。ソガヴァレ首相が述べたように、（国家として）紛争状態からの脱却は急務であった。

しかし、本節で示した事例において、政府がコンベンセーションを支払うことの不自然さは、多くの国民が認めるところでもある。たとえばフォアナオタは、「政府がガダルカナル側と追放されたマライタ側との間でコンベンセーションに関わる交渉や支払いの仲介をするというのであれば理解できるが、実際には政府が支払ってしまった」と述べる。また、マライタ島以外の人びとの中には、このようなコンベンセーションを「政府の金の無駄遣い」と断じて非難する人も少なくない。『ソロモン・スター』紙のイロガ記者は、不自然さが「あたり前」になりはじめたのは、1999年5月に文化村でおこなわれた和解儀礼からであり、MEFのクーデターがその流れを決定づけたと述べる¹⁶⁾。

本来コンベンセーションは、前節で述べた意味における「回復」を目的とした儀礼であり、それには政治リーダー間の交渉や財の贈与、饗宴など一定の手続きがもとめられる。すでにコンベンセーションにおける人びとの関心が金銭的部分に向いていたとはいえ、紛争の早期解決と秩序の復旧を主目的とした政府によるコンベンセーションの支払いは、同時にそのさらなる「金銭化」、フォアナオタの表現を借りれば「呪文」化をもたらしている。

16) ホニアラにあるソロモン・スター社におけるインタビューより。

4. 結論

コンペンセーションの過程は基本的には「罪の自認」を起点として開始されるものである。本稿の文脈に即していえば、政府が「支払い責任（義務）を負う者」として自覚したところから、その過程がはじまるということである。

表1に示した2000年7月に起きた国立病院入院中のIFMメンバー殺害事件や、同年11月における服役中のMEFメンバー殺害事件では、政府はそれぞれに対して自らの管理不行き届きをもってその責任を明確に「自認」している。その他は、太平洋戦争後ホニアラに首都が建設され、ガダルカナル島内でソロモン諸島国（あるいはイギリス領ソロモン諸島）の近代化を指向する開発がおこなわれたことによって同島民が被ってきた精神的苦痛や数々の人的・物的損失に対する責任、民族紛争を迅速に解決できなかった責任を認識した結果の支払いである。タウンズヴィル和平合意における規定は、財の喪失に対する政府の公式な「自認表明」であった。政府は、いずれの事件（事態）においても直接的加害者として関与してきたわけではなく、それは個々の事件（事態）における作用因が拡大的に「柔軟」に解釈されてきたことによる。

1989年と1996年の事例について政府は、「紛争の早期解決、秩序維持」という支払い目的以外に、その作用因に対する解釈を明確には述べていない。しかし、侮辱的な落書きをされたマライタ人たちが、その書き手とみられるベローナ人ではなく首相府をめざして抗議のデモ行進をするという行動や、ホニアラの街への放火計画や商店に対する略奪行為は、ホニアラという「町」の責任（言い換えると、近代をもちこんできた政府の責任）を追求しているようにみえる。それは、第2節で引用した「マライタ人の中には、ホニアラという町の存在自体が政府の責任であり、政府はそこで発生する事件に対して責任がある」という「柔軟」な発想の実在を感じさせる行為でもある。コンペンセーションを求める側だけでなく政府自身も、あたかも政府を現代世界におけるひとつの親族集団の代表者（チーフなどの政治リーダー）、ホニアラをその集団が所有する土地領域として捉えているかのようである。

政府は、「コンペンセーション」という伝統的な紛争解決（和解）手段に内包される「財と破壊された感情との交換」という要素を、「早期解決」「社会秩序の維持」という政治課題を達成するために利用している。たとえそれが、「金銭化」に拍車がかかっていると指摘されても、あるいは、「真の」コンペンセーションではないと非難されても、政府（支払う側）と受け取る側双方が作用因に対する解釈と贈与

閔根 紛争とコンペニセーション

財の内容を了解し、「回復」を導く限りにおいて、それは「正当」なコンペニセーションとして当事者間で認識されうる。

ソロモン諸島では、ホニアラという首都空間を含め、近代の文脈に連なるさまざまな事柄は基本的に政府と無縁ではあり得ない。その意味において、コンペニセーションの「呪文」（政府を支払責任者とする要求）は、「柔軟」な事実解釈を繰り返しながら、今後も唱えられ続けるにちがいない。

謝 辞

本稿の内容にかかわるソロモン諸島における現地調査は、名古屋大学学術振興基金の助成を受けて2000年3月に、文部科学省科学研究費補助金基盤研究B（1）「太平洋島嶼部住民の移民経験に関する文化人類学的研究」（研究代表者・清水昭俊）の助成により2001年8月および2002年8月におこなった。

また本稿の構想に関しては、文部科学省科学研究費補助金基盤研究C（1）「メラネシアにおける民族紛争と地域住民に関する開発社会学的研究」（研究代表者・宮内泰介）研究会における参加者からのご意見も参考にさせていただいた。

参考文献

- Akin, D.
1999 Compensation and the Melanesian State Why the Kwaio Keep Claiming, *The Contemporary Pacific* 11(1): 35-67.
- Burt, B.
1994 *Tradition and Christianity: The Colonial Transformation of a Solomon Islands Society*. Chur: Harwood Academic Publishers.
- Central Bank of Solomon Islands
2001 *Annual Report 2000*. Honiara: Central Bank of Solomon Islands.
- フィフィイ, J., R.M.キージング
1994 『豚泥棒から国會議員へ』 閔根久雄訳 中山書店。
- Fugui, J. M.
2001 Solomon Islands, *The Contemporary Pacific* 13 (2): 551-556.
- Gewertz, D. B. and F.K. Errington
1991 *Twisted Histories, Altered Contexts: Representing the Chambri in a World System*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Goldman, L.
1993 *The Culture of Coincidence: Accident and Absolute Liability in Huli*. Oxford: Oxford University Press.
- Keesing, R.M.
1978 *Elota's Story: the Life and Times of a Solomon Islands Big Man*. New York: St. Martin's Press.
- 1992 *Custom and Confrontation: The Kwaio Struggle for Cultural Autonomy*. Chicago: University of Chicago Press.
- Kwa'ioloa, M. and B. Burt
1997 *Living Tradition: A Changing Life in Solomon Islands*. Honolulu: University of Hawaii Press.

関根久雄

- 2000 「都市と島嶼の経済開発」吉岡政徳・林勲男編『オセアニア近代史の人類学的研究：接触と変貌、住民と国家』国立民族学博物館研究報告別冊21: 215-236。
- 2002a 「『辺境』の抵抗：ソロモン諸島ガダルカナル島における民族紛争の意味するもの」『地域研究論集』 4 (1): 63-86。
- 2002b 「不平等な『平等』を求めて：メラネシアにおける近年の紛争とその主張・ソロモン諸島を中心に」『アジ研ワールド・トレンド』 83: 17-20。
- SIBC News The Voice of a Nation
<http://www.sibconline.com.sb/main.asp>
- Solomon Islands Government
2000 The Townsville Peace Agreement
<http://www.commerce.gov.sb/Others/Peace%20agreement.htm> (2000年10月20日)
- Solomon Star*
1989 Angry'Peacemaker' Arrested after Payments Made (November 17).
1999a Reconciliation Ceremony-A Positive Sign of Peace (May 25).
1999b A True Spirit of Reconciliation (May 25).
2000a Nori Says Compensation Must Precede Peace Talk (July 10).
2000b Gov Pays \$10m in Compensation (July 10).
2001 PM Sacks Deputy over Alleged Scam (August 14).
2002a Nori on Reconciliation Ceremony with AIAC (February 12).
2002b PMC Welcomes Nori's Apology (February 18)).
2002c Former Militants toReconcile (July 19).
2002d North Mala, NE Guale Reconcile in Ceremony (July 22).
- Strathern, A. and P. J. Stewart
1998 Embodiment of Responsibility: "Confession" and "Compensation" in Mount Hagen, Papua New Guinea. *Pacific Studies* 21(1/2): 43-64.
2000 Accident, Agency, and Liability in New Guinea Highlands Compensation Practices. *Bijdragen tot de Taal-, Land-en Volkenkunde* 156(2): 275-295.